

## 「映像クリエイター作品制作支援事業」運営業務仕様書

### 1 委託業務名

「映像クリエイター作品制作支援事業」運営業務

### 2 事業概要

群馬県では、「クリエイティブの発信源」の実現を目指し、クリエイターやクリエイティブ企業が活躍し続けることができる環境（エコシステム）の構築を進めている。

エコシステムを構成する要素の一つ「人材育成・集積」を実現するためには、まずはクリエイターが群馬県内で実際に活動してもらうことが必要である。

そこで、映像クリエイターが群馬県内で映像作品を制作する際の活動を支援する「映像クリエイター作品制作支援事業」を実施する。

本事業を通じて、映像クリエイターのステップアップの機会や交流の場を提供するとともに、群馬県との関係を築くことにより、映像クリエイターの育成・集積を推進する。

### 3 契約期間

契約締結日から令和7年3月28日（金）まで

### 4 業務内容

本事業に必要な業務は、以下（1）から（7）のとおり。

#### （1）クリエイターの募集・選考

- ・映像制作に携わっている若手クリエイターを、国内外から広く募集し、10名（チーム）を選考する。
- ・クリエイターの募集・選考方法等は、プロポーザルでの企画提案内容を基に群馬県と協議し決定する。
- ・募集案内は、ぐんまフィルムコミッション（以下「ぐんまFC」という。）専用サイトやX等の群馬県広報媒体も利用できるものとする。
- ・対象クリエイターは18歳以上とし、性別や国籍、社会人・学生を不問とする。

#### （2）クリエイター同士の交流

- ・参加クリエイター同士の関係作りや交流を促す機会を設ける。
- ・交流の機会設置の方法は必ずしも交流会形式によるものでも可であり、企画提案を基に群馬県と協議し決定する。

#### （3）クリエイターが制作する作品

ア 作品に求めるもの

- ・群馬県内でロケを実施、あるいは群馬県を舞台とし、クリエイターの感性や技術等を駆使した斬新な表現方法によって制作された、チャレンジングでストーリー性のある作品

## イ 作品の仕様

- ・実写もしくはアニメーション（3DCG/VFX/ストップモーション/イラストレーション）であること。
- ・実写作品の場合、1作品あたり3分以上、1名（チーム）あたりの提出作品の合計再生時間が10分以上であること（10分の作品1本でも、3.5分の作品3本でも可）。
- ・アニメーション作品の場合、1作品あたり3分以上であること。
- ・ストーリー性のある作品（複数提出の場合でもひとつのストーリーラインに沿うもの）であること。
- ・ドキュメンタリー以外のジャンルであること。
- ・実写作品の場合、全て群馬県内で撮影したものであること（ただし県内での撮影が明らかに困難な場合はこの限りではない）。
- ・アニメーション作品の場合、全編が群馬県内を舞台としたものであること（ただし県内での撮影が明らかに困難な場合はこの限りではない）。
- ・ファイル形式は Web での配信に適したものであること。MP4 を基本とする。
- ・画面比 16 : 9 であること。
- ・音楽（BGM）、字幕、コンピュータグラフィック、イラスト等の挿入は任意とする。なお、各素材は配信等において、著作権による制限が生じないものを使用すること。
- ・完成作品の権利は群馬県に帰属すること。ただし、作品の制作者は自己PRのためであれば自由に使用できるものとする。
- ・実写とアニメーションを融合した作品の仕様については、作品ごとに群馬県と協議の上決定する。

## ウ 企画・構成

- ・クリエイターの提案とする。作品は一般公開とするため、公序良俗に反するものや、視聴に年齢制限がかかるもの、第三者の権利を侵害するもの等は認めない。

## エ 撮影等

- ・撮影場所の選定、撮影交渉・許可手続き等は原則クリエイター自身が行うこととするが、ぐんま FC の全面的なバックアップ・撮影支援を受けられる。必要に応じて受託者もクリエイターをサポートするものとする。
- ・撮影に際しては肖像権・著作権に配慮するとともに、施設使用料・出演料・謝礼金等の費用が発生する場合は、クリエイターの負担とする。
- ・移動に係る交通手段はクリエイターが確保し、交通費も負担する。

## オ 編集

- ・編集作業（ナレーションやテロップの付加等を含む）においては、完成までに群馬県による内容確認、修正指示の機会を設けること。
- ・作品の冒頭及びエンディングに群馬県が指定する映像を挿入すること。
- ・ウェブサイトや YouTube 等各種 SNS に掲載するサムネイルを作成すること。

## カ 生成 AI の活用

- ・生成 AI を活用する際は、著作権や肖像権等の取扱いに注意するとともに、その使用箇所を申告すること。
- ・生成 AI の利用規約・ライセンスに従って利用すること。
- ・プロンプト（AI に対する指示）に既存著作物の作家名や作品名を入力しないこと。
- ・許可なく特定の作者や作品を重点的に学習させた特化型 AI は使用しないこと。

## キ その他

- ・作品制作においては、基本的にクリエイターの保有する設備及び機器、ソフトウェアを使用する。

## （４）成果品の納品

- ・制作した作品（全参加者分（最低 10 本））の全電子データ（MP4 等の動画形式）は、電磁的記録媒体に保存して、令和 7 年 2 月 14 日（金）までに納品すること。
- ・上記納品期限に関わらず、完成した作品の電子データは順次納品すること。
- ・作品の公開時に使用する、各クリエイターの紹介票、各作品のロケ地一覧及びサムネイルを提出すること。

## （５）作品選考委員会の運営

- ・作品選考委員会は、参加クリエイターが制作した作品の中から特に優れた作品を選考するとともに、各作品の評価やフィードバックを行うことを目的とする。
- ・作品選考委員として、映像業界の第一線で活躍するクリエイター（知名度の高い作品のディレクターやプロデューサー等）を 3 名以上起用すること。
- ・起用する作品選考委員については企画提案内容を基に群馬県と協議し決定する。
- ・なお、別途群馬県が作品選考委員を指定する場合がある。

## （６）完成作品上映会の開催

- ・参加クリエイターと作品選考委員を招待し、完成作品の上映や作品に対するフィードバックを実施する。
- ・参加クリエイターの提出作品の上映と、各作品に対して作品選考委員からのフィードバックが得られるようにすること。

- ・上映会に相応しい会場を選定すること。

#### (7) 事業や作品 PR の実施

- ・本事業の取組を映像業界等に向けて PR すること。
- ・クリエイターの作品を公開し、広く周知すること。

### 5 実施体制の整備

#### (1) 統括責任者

- ・本業務を統括する統括責任者を 1 人配置し、業務全体の進捗管理、群馬県との連絡調整等の業務を行うこと。
- ・受託者は、委託期間内において、群馬県と随時打合せを行うものとする。また、群馬県は本業務実施のために必要な協力をする。
- ・群馬県との打合せを行った場合は、議事録を作成し提出すること。

#### (2) 従事担当者

- ・本業務の従事担当者（統括責任者の併任も可）を確保し、クリエイターの円滑な作品制作のため、各人の進捗管理、撮影場所との交渉・許可手続き等のサポートを行うこと。

#### (3) 作品制作のスケジュール予定

6 月～7 月	クリエイターの募集・選考・決定
7 月～2 月	クリエイターによる作品の制作・順次納品
2 月～3 月	完成作品の発表会の開催

### 6 群馬県への報告・提出

#### (1) 業務スケジュール

- ・本業務の業務スケジュールを提出すること。
- ・各クリエイターのロケハン・撮影予定日や実施した日を報告すること。

#### (2) 状況報告

- ・本業務の進捗状況について、適宜報告すること。

#### (3) 最終報告

- ・本業務の終了後速やかに、業務実施の成果をまとめた実績報告書を提出すること。なお、実績報告書は公開を前提とすること。

#### (4) 緊急報告

- ・業務に関連する事故が発生した場合には、直ちに対応措置等を群馬県に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を行うこと。

## 7 委託費

### (1) 委託費の内容

本業務の実施にあたって、必要経費と認められるものは以下のとおり。

#### ア 事業費

##### ・クリエイター制作経費（定額）

100万円×10名（チーム）＝1,000万円

（撮影場所等のリサーチ、企画・構成、撮影、編集、納品、滞在、移動等クリエイターの作品制作に必要な経費）

##### ・各イベント運営費

上映会や交流会の会場費、食費等

##### ・広告宣伝費

事業内容や制作作品のPR費

##### ・賞賜費

受賞作品に対する賞金又は賞品等（総額100万円以下とする。）

##### ・旅費

本業務の実施に必要な燃料費・交通費等の経費

##### ・消耗品費

本業務の実施に必要な事務用品等の購入費

※原則として、単価での取得価格が5万円（消費税及び地方消費税込み）未満のものとする。

##### ・通信運搬費

本業務の実施に必要な連絡に係る経費

#### イ 一般管理費

・業務全般を管理する際に発生する雑務的経費

#### ウ 消費税及び地方消費税

・上記ア・イの項目については消費税等を除いた額で算定し、その総額に消費税等の率を乗じて得た額とすること。ただし、免税事業者の場合は、各費目に仕入課税額を含めた額を記載すること。

※上記ア～ウの他に必要な経費が発生した場合は、随時、群馬県と協議して決定する。

### (2) 委託費に係る留意事項

ア 本業務は、「デジタル田園都市国家構想交付金」を活用して実施する予定のため、法令、国・県の会計・財務規定等に従った処理を行うこと。

(ア) 受託者は、本業務実施に関する会計関係帳簿類及び証拠書類（使用目的（購入物の場合は具体的な品目）、金額の根拠や支払時期等を確認できる領収書等）を整備し、委託契約終了後5年間は保管しておかなければならない。

(イ) 本業務は群馬県の監査対象であるほか、会計検査院による会計実地検査の対象となる。

イ 委託費の支払いは、原則として、委託契約終了後に群馬県が行う検査に合格してからとなる。ただし、クリエイターの制作費（100万円×10名（チーム）分）については、受託者からの請求があった場合に限り、前金払とすることができる。その他受託者からの請求に基づき県が必要と認めるときもこの限りではない。

## 8 成果の帰属及び秘密保持

### (1) 成果の帰属等

- ・本業務により得られた成果（動画の著作権を含む）は原則として群馬県に帰属するが、クリエイターは自作の作品に限り、自身のPRのためや、各種映画祭やコンペ等への出品のために利用できるものとする。
- ・成果品は、群馬県の取組や制作作品等を広く紹介・発信することを目的に二次利用する場合がある。
- ・成果品に誤りや不備が発見された場合は、委託期間終了後であっても受託者の責任において無償で修正を行うものとする。

### (2) 秘密の保持

- ・受託者は、本業務の実施にあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託契約終了後も同様とする。

## 9 その他留意事項

### (1) 不明点等に関する協議

- ・受託者は、本業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、群馬県と協議すること。
- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、群馬県と協議の上、定めることとする。ただし、定めのない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

### (2) 紛争の処理

- ・映像、音楽等の著作権・肖像権処理等、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合には受託者の責任において対応し、群馬県は責任を負わない。